

声明

2009年2月13日、総務省は、国立市が2003年12月26日以降住基ネットに接続していないことを指摘し、住基法違反であるとして、東京都に是正要求を行うよう求めた。これをうけて、東京都は、2月16日に国立市に対し是正要求を行った。

国立市長は、2月24日の記者会見で、「マニフェストで住基ネット切断を訴えて、市長に選ばれた。その立場を自覚してやっていかねばならない」と、切断を継続することを表明した。

総務省が、国立市の独自の判断を尊重することなく、東京都に対し一方的な要求をしたことに対し、また東京都が国立市と協議・検討することなく、総務省の要求どおりに是正要求を突きつけたことに対し、私たち「住基ネットを考える会のお」は強く抗議する。また、私たちは、行政が保有する住民の個人情報について最後まで守りきるために切断という手段をとらざるを得なかった国立市の判断を支持し、地方自治の本旨にもとづいて今後もその姿勢を貫かれるよう強く願うものである。

1999年、住基法が改正され、住基ネットシステムが2002年8月から稼動した。法律改正にあたっては、個人情報保護の観点から「安易に拡大しない」ことを条件にしており、当初は99の行政事務に限定して利用していたが、翌年2003年12月には一挙に3倍もの事務になし崩し的に拡大してしまった。これを危惧した当時の上原国立市長は、何度も国に問い合わせを行い、また市民アンケートなどで意向を聞くなどした結果、住民の個人情報を保護する立場にたって住基ネットを切断する判断を下し、現在に至っている。

その後、全国各地で住基ネットを巡る裁判が起り、2006年11月30日に、大阪高裁で画期的な違憲判決が出された。当時の被告の一人である箕面市の藤沢市長はこの判決を受け入れ、控訴人の住民票コード削除が確定した。箕面市では、その削除方法を巡って、様々な議論と検討がなされたが、その過程において、住基ネットというシステムが多くの矛盾を抱えていることが浮き彫りになった。例えば、市町村のコミュニケーションサーバーはそれぞれの自治体が所有しているにもかかわらず、不可侵の領域となっている。また都道府県は、法律上は市町村から送られた情報を管理する責任があるにもかかわらず、データはサーバを経由して、自動的に地方自治情報センターに送られる設計となっている。2000年に地方分権一括法が施

行されたにもかかわらず、住基ネットシステムは、地方分権に反するシステムと言える。

しかし、この巨大なシステムは国の管理下にあるものではない。住基ネットは地方自治体の共同運営のシステムといわれており、住民基本台帳の管理責任はあくまでも市町村にある。住民基本台帳事務が市町村の自治事務であることにはささかの変わりもない。

昨年2008年3月に、初めての最高裁判決が出された。しかしそこでは、「データマッチングなどを監視するしくみがない」という大阪高裁判決の根拠などについては、全く触れることなく、「違法といえない」という結論が出されている。

住基ネットシステムが多くの矛盾を抱えたシステムであることが明らかになった今、総務省は住基ネットの制度設計について真摯にその検証を行うべきである。そして、市町村は住民が安心して暮らせるようにその権利を擁護する役目を果たし、総務省は市町村が自治事務を行使できるように支援することこそ我々住民が望む姿である。

2009年3月4日

住基ネットを考える会みのお
代表 正田 利子
杉原 一美